

社会福祉法人黎明福祉会 通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人黎明福祉会が開設する通所介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下、「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下、「従事者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊洋園デイサービスセンター
- (2) 所在地 熊本県宇城市三角町里浦2855番5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

〈管理者の職務〉

管理者は、事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも本事業の提供にあたるものとする。また、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等についての説明を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

〈生活相談員の職務〉

生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対して、相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 介護職員 5名以上

〈介護職員の職務〉

介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

(4) 看護職員 1名以上

〈看護職員の職務〉

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

〈機能訓練指導員の職務〉

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退の防止及び残存機能の向上のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日～1月3日は除く。

(2) 営業時間は8時30分から17時30分、サービス提供時間は、通常10時00分から15時30分までとする。ただし、特別の需要がある場合はこの限りではない。

(3) 延長対応時間については、15時30分から16時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日35名（介護予防通所介護利用者、介護予防・日常生活支援総合事業利用者を含む）とする。

2 本事業所が行う指定通所介護の実施単位は、1とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション

(2) 日常動作訓練（基本動作訓練、関節可動域訓練、筋強化訓練、応用動作訓練、ADL動作訓練）

(3) 健康チェック

(4) 送迎

(5) 入浴サービス

(6) 食事

(7) 選択サービス（個別機能訓練）

(指定通所介護の利用料等)

第8条 本事業を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない本事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した本事業の内容、

費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(介護報酬告示(=厚生労働大臣が定める基準)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、事業所からの距離に応じて、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり37円
- (2) 本事業に通常要する時間を超える指定通所介護の費用について、1時間毎 1,000円
- (3) 食費…500円
- (4) 前号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが相当と認められる費用(国が定める費用)の実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宇城市の一部(三角町、不知火町)、上天草市の一部(大矢野町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、本事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。尚、本項についてはサービス提供時に、利用者又は家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、従事者の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ること。
- (2) 機能訓練室を使用する際は、従事者の監視、指示の下に行うこと。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、所定の場所及び利用日以外での乗降は出来ないものとし、走行中のマナーを守ること。
- (4) サービス利用日に欠席する場合は、事前に事業所へ連絡すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従事者は、本事業を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 本事業は、本事業の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を

講ずるものとする。

- 3 利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 事業所におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み例を収集し、周知する。また、ハラスメントなどのストレス対策に関する研修を実施する。

(身体拘束その他の行動制限)

第13条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動制限は行わない。

- 2 利用者に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動制限をする場合は、事前に、行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行う。また、この場合事業所は事前又は事後速やかに、利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明する。
- 3 事業所が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限した場合には、サービスの提供に関する書類に次の事項を記載する。
 - 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施した時期。
 - 二 利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
 - 三 利用者の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
- 4 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 6 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第14条 本事業を実施中に、非常災害が発生した場合は、豊洋園デイサービスセンターの消防計画に従い速やかに利用者の人命安全確保に努める。

2 非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を実施する。

(衛生管理等)

第15条 事業所は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年3回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得

ておく。

- 5 本事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、この運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 6 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
- 7 事業所は、本事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を確かめるものとする。
- 8 事業所は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、本事業を提供するように努める。
- 9 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った本事業の提供をする。
- 10 本事業を提供した際には、本事業の提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに順ずる書面に記載するものとする。
- 11 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。
- 12 事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 13 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 14 事業所は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 15 本事業を受けている利用者が、正当な理由なしに本事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときあるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 16 事業所は、利用定員を超えて本事業の提供を行わない。
- 17 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対しサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 18 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 19 事業所は、利用者に対する本事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

20 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人黎明福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。